

# 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定基準

塩竈市建設部定住促進課

## 第1 趣旨

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定により、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物は、建築基準法施行規則（昭和25年11月16日建設省令第40号。以下「規則」という。）第10条の3第3項に規定される基準に適合するもので、次の基準の一に該当する敷地に存するものとする。

## 第2 認定基準

次の基準のいずれかに該当する幅員4メートル以上の道に2メートル以上接する敷地とする。

- (1) 塩竈市公共物管理条例（昭和44年4月1日条例第12号）第2条に規定される公共物
- (2) 塩竈市営住宅条例（平成9年10月1日条例第15号）第2条第1項第一号に規定される市営住宅の敷地に存する塩竈市営住宅条例施行規則（平成9年12月24日規則第36号）第1条の13に規定される敷地内の通路
- (3) 港湾管理道路、漁港道路、河川又は海岸の管理用の道その他これらに類する道
- (4) 都市計画事業等により、道路に供するため事業者が取得した道
- (5) 建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号。以下「令」という。）第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道

## 第3 その他

本認定基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

（施行期日）平成31年 1月15日